火曜・金曜日発行 毎週

○印は長崎県例規集に登載するもの



目 次

告 示

所管課(室)名

・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(2件)

漁業振興課

告 示

長崎県告示第268号の2

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、長崎県海洋生 物資源の保存及び管理に関する計画(平成11年長崎県告示第1268号)の一部を次のとおり変更し、令和2年3月 30日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に | 長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に 定める「くろまぐろ」について

(第5管理期間) 平成31年3月29日公表 令和元年11月15日変更 令和2年3月30日変更

- 第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量 に関する事項
- 1 国の基本計画により決定された第5管理期間(2019年4 月1日から2020年3月31日まで)の本県の知事管理量は次 表に定めるとおり。

くろまぐろ30キロ グラム未満の小型 魚(以下「小型魚」 という。)

683.8トン (本県の当初配分 量645.2トンに第 3管理期間の獲り 控え数量31.7トン と資源評価に必要 なひき縄漁業調査 用の11.9トンを加 えた数量から高知 県に譲渡した5ト

<u>ンを除く。</u>)

うち当初留保枠64.42 トンに、第4管理期間 の超過に伴い県北海区 から差引きした6.58ト ン及び資源評価に必要 なひき縄漁業調査用の 11.9トンを加えた数量 から高知県に譲渡した 5トンを除いた77.90 トンを本県の留保枠とする

略

 $2\sim6$

- くろまぐろの知事管理量について、海区別又は採捕の 種類別の数量に関する事項
- 1
- 海区別又は採捕の種類別の割当量 略

(1)~(3) 略

改正前

定める「くろまぐろ」について

(第5管理期間) 平成31年3月29日公表 令和元年11月15日変更

- 第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量 に関する事項
- 国の基本計画により決定された第5管理期間(2019年4 月1日から2020年3月31日まで)の本県の知事管理量は次 表に定めるとおり。

くろまぐろ30キロ グラム未満の小型 魚(以下「小型魚」 という。)

688.8トン (本県の当初配分 量645.2トンに第 3管理期間の獲り 控え数量31.7トン と資源評価に必要 なひき縄漁業調査 用の11.9トンを加

えた数量)

うち当初留保枠64.42 トンに、第4管理期間 の超過に伴い県北海区 から差引きした6.58ト ン及び資源評価に必要 なひき縄漁業調査用の 11.9トンを加えた82.90 トンを本県の留保枠と する

略

 $2\sim6$

- 第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別又は採捕の 種類別の数量に関する事項
- 1
- 2 海区別又は採捕の種類別の割当量 略

(1)~(3) 略

 小型魚 (単位:トン) 漁船漁業の 定置漁業の 海区/採捕の種類 小 計 割当量 割当量 略 <u>77.9</u>0 県留保枠 合 計 683.80 ② 略

①小型魚 (単位:トン) 海船漁業の 定置漁業の

	海区/採捕の種類	割当量	割 当 量	小 計
	略			
	県留保枠			<u>82.90</u>
	合 計			<u>688.80</u>
- 1				

② 略

3~8 略

長崎県告示第268号の3

略

 $3 \sim 8$

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成11年長崎県告示第1268号)の一部を次のとおり変更し、令和2年4月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に 定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間) 令和2年3月30日公表

第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量 に関する事項

1 国の基本計画により決定された<u>第6管理期間 (2020年</u>4月1日から<u>2021年</u>3月31日まで)の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。

くろまぐろ30キログラム未満の小型 魚(以下「小型魚」 という。)	(本県の当初配分 量645.2トンと資 源評価に必要なひ き縄漁業調査用の 11.9トンを加えた 数量)	うち <u>13.04トン</u> を本県 の留保枠とする
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」 という。)	158.3トン	うち <u>2.51トン</u> を本県の 留保枠とする

2~6 略

- 第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別<u>及び採捕の</u> 種類別の数量に関する事項
- 1 略
- 2 海区別及び採捕の種類別の割当量

第6管理期間の海区別及び採捕の種類別の割当量については、以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。

- (1) 配分の基準とする漁獲実績は、小型魚は平成22年から 24年(暦年)の平均値とし、大型魚では平成27年から30 年(各年4月から3月)のうち、海区別及び採捕の種類 別の最大値とする。
- (2) 第5管理期間からの繰越しが生じた場合、当該数量 は、第5管理期間当初の海区別及び採捕の種類別の割当 量(ただし、第3管理期間の獲り控えによる上乗せ数量 を除く。)から、第5管理期間の漁獲実績を差し引いた

長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に 定める「くろまぐろ」について

> <u>(第5管理期間)</u> 平成31年3月29日公表 令和元年11月15日変更 令和2年3月30日変更

- 第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量 に関する事項
- 1 国の基本計画により決定された<u>第5管理期間(2019年</u>4 月1日から<u>2020年</u>3月31日まで)の本県の知事管理量は次 表に定めるとおり。

我に足めるこれり	0	
くろまぐろ30キロ グラム未満の小型 魚 (以下「小型魚」 という。)	(本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の運動を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	うち当初留保枠64.42 トンに、第4管理期間 の超過に伴い県北海区 から差引きした6.58ト ン及び資源評価に必要 なひき縄漁業調査用の 11.9トンを加えた数量 から高知県に譲渡した 5トンを除いた77.90 トンを本県の留保枠と する
くろまぐろ30キロ グラム以上の大型 魚 (以下「大型魚」 という。)	158.3トン	うち <u>11.49トン</u> を本県 の留保枠とする

2~6 略

- 第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別<u>又は採捕の</u> 種類別の数量に関する事項
- 1 賭
- 2 海区別又は採捕の種類別の割当量

第5管理期間の海区別<u>又は採捕の種類別</u>の割当量については、以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。

- (1) 知事管理量のうち、小型魚については平成22年から24 年平均漁獲実績に基づき、また、大型魚については平成 27年から29年平均漁獲実績に基づき、海区別、採捕の種 類別に配分(当該数量を「基本配分量」という。) する。
- (2) 小型魚については、基本配分量に第3管理期間の獲り 控え数量のうち第4管理期間に上乗せできなかった数量 を加える。

数量の比率で、海区別及び採捕の種類別に配分する。

(3) 国留保枠から追加配分が行われた場合は、(1)に規定す る漁獲実績の比率に基づき、海区別及び採捕の種類別に 配分する。

①小型魚

(単位:トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の 割 当 量	定置漁業の 割 当 量	小 計
県 南	2.34	0.10	<u>2.44</u>
県 北	<u>30.36</u>	<u>5.29</u>	<u>35.65</u>
五 島	108.69	<u>15.56</u>	<u>124.25</u>
壱 岐	137.21	<u>4.35</u>	<u>141.56</u>
対 馬	328.22	11.94	<u>340.16</u>
県留保枠			<u>13.04</u>
合 計			<u>657.10</u>

②大型魚

(単位:トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の 割 当 量	定置漁業の 割 当 量	小 計
県 南	0.30	<u>0.78</u>	1.08
県 北	0.30	<u>9.82</u>	<u>10.12</u>
五 島	0.30	<u>18.29</u>	<u>18.59</u>
壱 岐	102.51	<u>6.61</u>	109.12
対 馬	4.93	<u>11.95</u>	<u>16.88</u>
県留保枠			<u>2.51</u>
合 計			158.30

3 小型魚の割当量の再配分

- (1) 1月31日時点において、2で定める海区別の割当量の合計数量に対して15%超の未利用(消化率が85%未満)が生じた場合、各海区の未利用分の7割を県が回収(県留保枠の追加配分を除く。)し、当該数量の範囲で一定期間の枠内先獲り(オリンピック)方式を導入する。
- (2) 割当量(県留保枠の追加配分を除く。)に対する1月31 日時点の消化率(融通を行った場合は融通後)が100% 以上の海区又は採捕の種類は、枠内先獲り(オリンピッ ク)方式への参加はできないものとする。
- (3) <u>枠内先獲り(オリンピック)方式</u>の導入期間中、漁協 は毎日の漁獲量を県に報告する。県は数量超過のおそれ があると認めた場合、<u>枠内先獲り(オリンピック)方式</u> に参加している漁業者が所属する漁協に対し、直ちに採 捕停止を勧告する。
- (4) 枠内先獲り (オリンピック) 方式期間終了後、
 - ①先獲り枠に未利用が生じた場合は、未利用分は県留保 枠に充当する。
 - ②<u>先獲り枠</u>に超過が生じた場合は、超過分は<u>枠内先獲り</u> (オリンピック) 方式で漁獲した海区ごとの割合で振り分け、当該海区の漁獲実績として管理する。
- (5) 第5管理期間の実施結果に基づき、(1)から(4)までを見 直す場合がある。

4 留保枠の設定

- (1) 県は不慮の混獲等に対応するため、当初の知事管理量 の2%相当の留保枠を設定する。
- (2) 採捕停止命令後の漁獲は、海区別の割当量(融通を行った場合は融通後)を超過していない場合であっても「超過」となるため、該当する海区は第5管理期間における当該数量の10分の1を留保枠に拠出する。ただし、当該数量が1トン未満の場合はこの限りではない。

(3) 第4管理期間に未利用が生じたため、国から戻入された過年度超過(返済)分は、該当する海区に充当する。

①小型魚

(単位:トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の 割 当 量	定置漁業の 割 当 量	小 計
県 南	2.12	0.10	2.22
県 北	<u>22.76</u>	<u>4.01</u>	<u>26.77</u>
五島	100.60	<u>14.06</u>	<u>114.66</u>
壱 岐	123.73	3.92	<u>127.65</u>
対 馬	322.14	12.46	334.60
県留保枠			<u>77.90</u>
合 計			<u>683.80</u>

②大型魚

(単位:トン)

海区/採	捕の種類	漁船漁業の 割 当 量	定置漁業の 割 当 量	小	計
県	南	0.30	0.60		0.90
県	北	0.30	<u>8.15</u>		<u>8.45</u>
五.	島	0.30	<u>10.98</u>		<u>11.28</u>
壱	岐	<u>109.83</u>	<u>3.34</u>		<u>113.17</u>
対	馬	4.27	<u>8.74</u>		<u>13.01</u>
県留	保枠				11.49
合	計				158.30

3 小型魚の割当量の再配分

- (1) 1月31日時点において、2で定める海区毎の割当量の合計数量に対して15%超の未利用(消化率が85%未満)が生じた場合、各海区の未利用分の7割を県が回収(県留保枠の追加配分を除く。)し、当該数量(オリンピック枠)の範囲で一定期間のオリンピック方式を導入する。
- (2) 割当量(県留保枠の追加配分を除く。)に対する1月31 日時点の消化率(融通を行った場合は融通後)が100% 以上の海区又は<u>漁業種類</u>は、<u>オリンピック方式</u>への参加 はできないものとする。
- (3) <u>オリンピック方式</u>の導入期間中、漁協は毎日の漁獲量を県に報告する。県は数量超過のおそれがあると認めた場合、<u>オリンピック方式</u>に参加している漁業者が所属する漁協に対し、直ちに採捕停止を勧告する。
- (4) オリンピック方式期間終了後、
 - ①<u>オリンピック枠</u>に未利用が生じた場合は、未利用分は 県留保枠に充当する。
 - ②オリンピック枠に超過が生じた場合は、超過分は<u>オリンピック方式</u>で漁獲した海区ごとの割合で振り分け、 当該海区の漁獲実績として管理する。

4 県留保枠からの追加配分

県の当初留保枠については、不慮の混獲等に対応するため、管理期間末まで2割(小型魚12.87トン、大型魚2.28トン)を留保し、県留保枠の残量は、以下のとおり各海区に配分する。

- (1) 大型魚 (9.28トン) については、いずれかの海区の割 当量の7割を超えるおそれがあると認める時に、海区毎 の基本配分量の割合に基づき配分する。
- (2) 小型魚 (51.55トン) については、海区の消化率 (融

- 5 割当量を超過した場合の次期差引き等
 - (1) 第5管理期間で海区別の割当量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。
 - (2) 海区の超過量は第5管理期間の県留保枠で一部又は全量を相殺する。
 - (3) 県の漁獲量が知事管理量の範囲内であって、県留保枠で相殺されなかった海区の超過量は、第5管理期間の海区別の割当量から差し引きし県留保枠に充当する。
 - (4) 県の漁獲量が知事管理量を超過した場合、国のルールに基づき、割当量(融通を行った場合は融通後)を超過した海区の第6管理期間の割当量から原則として一括して差し引くこととし、一括差引きできない場合に限り分割差引きとする。
- 6 割当量の変更内容の公表

略

(1) 海区内の<u>採捕の種類間</u>及び海区間の割当量を融通した 場合

(2)~(4) 略

7及び8 略

- 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 1及び2 略
- 3 早期是正措置

略

- (1) 漁船漁業の場合
 - ① 略
 - ② 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

略

・漁業者は<u>くろまぐろの採捕を目的とした</u>操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減に努める。

略

- ③ 第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は生存個体 (養殖用種苗は除く) <u>の放流に努め</u> る。
- ・漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減に努める。

略

- ④ 略
- (2) 定置漁業の場合
 - ① 略
 - ② 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は1.5キログラム未満の個体の放流に努める。
 - ・漁業者は網起こし回数や操業日数などの漁獲努力量の削減に努める。
 - ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと

通を行った場合は融通後)が8割に達した海区に基本配 分量の割合に基づき追加配分する。

海区の消化率が8割未満のために管理期間終了1か月前までに追加配分できなかった県留保枠(当初留保枠以外の留保分を含む。)は、1月31日時点の海区毎の漁獲量(超過の場合は融通後の漁獲上限量までとする。)の割合に基づき配分する。漁船漁業と定置漁業の配分は各海区で定めるものとする。

オリンピック方式を実施した場合は、オリンピック枠 内で漁獲した数量を除いて消化率を算定する。

5 県留保枠による超過量の相殺

第4管理期間で海区割当量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。海区の超過量は、県留保枠で一部又は全量を相殺する。 県留保枠に残余が生じた場合は、第5管理期間以降の過年度返済分へ充当する。なお、知事管理量の範囲内であって、県留保枠で相殺されなかった超過量は、第5管理期間の海区割当量から差し引きし県留保枠に充当する。

6 割当量の変更内容の公表

略

(1) 海区内の<u>漁業種類間</u>及び海区間の割当量を融通した場合

(2)~(4) 略

7及び8 略

- 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 1及び2 略
- 3 早期是正措置

略

- (1) 漁船漁業の場合
 - ① 略
 - ② 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

略

・漁業者は操業時間の短縮又は操業回数(日数)の削減 に努める。

略

- ③ 第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は生存個体(養殖用種苗は除く)を放流する。
- くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。

略

- ④ 略
- (2) 定置漁業の場合
 - ① 略
 - ② 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は1.5キログラム未満の個体を放流する。
 - ・漁業者は<u>一定以上の漁獲が連続した場合、休漁相当の</u> 取組み(輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等)の実 施に努める。
 - ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと

を確実に確認できた場合<u>又は速やかに放流できる場合</u> はこの限りではない。

略

- ③ 第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は生存個体の放流に努める。
- ・漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム以上の採捕が連続した場合、翌日は<u>休漁相当の取組み</u>(輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等)の実施に努める。
- ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと を確実に確認できた場合<u>又は速やかに放流できる場合</u> はこの限りではない。

略

④ 第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

略

・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと を確実に確認できた場合<u>又は速やかに放流できる場合</u> はこの限りではない。

略

4 略

を確実に確認できた場合はこの限りではない。

略

- ③ 第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は生存個体を全て放流する。
- ・漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム採捕した場合、翌日は休漁する。
- ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと を確実に確認できた場合はこの限りではない。

||女

④ 第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

略

・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと を確実に確認できた場合はこの限りではない。

略

4 略

別紙2を次のように改める。

別紙2	そのも	(例)編揚げをム日中止すると効果的か、入網と水温・湖流・網揚時間との関連、他の角種の入網状況との関連など、 <u>気づきの点を 記載</u>					
報 告 月 : 所 属 漁 協 : 作 成 者 : 免 許 番 :	'	(例)たも網で放流、網起こし中止、袋網 解放、死亡個体を採捕・水揚げ ※行った措置を具体的に記載					
ト記載 上の注意 ・当野帳は、皆様の経験を踏まえた、定置網におけるクロマグロの 別率的な資源管理措置を検討できるよう、入網の動向と管理への取 程を明確に配験するために使用するものです。 ・記載内容は配入者の目視・感覚で良いです。より良い管理に向け、 「始力をお願いします。	他魚種の	7%∆t 7%∆t 47%Ot 77%Ot					
★記載上の注意 ・当野帳は、皆様の経験を踏まえた、定置網におけるクロマグロの 効率的な資源管理措置を検討できるよう、入網の動向と管理への取 組を明確に記録するために使用するものです。 ・記載内容は配入者の目視・感覚で良いです。より良い管理に向け ご協力をお願いします。	兄 目廻り ()	5-6kg					
えた、 定置様 き るよう、人 するものです 覚で良いで [・]	入網状況 シュニー	20					
経験を踏ま i置を検討で ために使用 ちの目視・感	かな。	# 接					
★記載上の注意 ・当野帳は、皆様の経験を踏まえた、定置網に ・効率的な資源管理措置を検討できるよう、入網 組を明確に記録するために使用するものです。 ・記載内容は記入者の目視・感覚で良いです。 ご協力をお願いします。	八						
★記載上 ・当野帳に 効率的な資 組を明確に ・記載内容	現業	マンシャン という という とう					
п.	漁場の状況 潮流 単元	NE <u>※16</u>					
マグ (野鹿)	州 (24					
:るクロ(管理)	作業人数	Yo					
定置網によるクロマグロ 漁獲状況(管理野帳)	場網時間	5:00					
出業	水揚日	<倒>> ○月○日					

印印刷人所

長崎市弥生町八番三十号

岩株式会社 永社

泰 明

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県